

浅口市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 26 日

条例第22号

浅口市議会政務活動費の交付に関する条例(平成19年浅口市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。